

電子定款における定款認証の意義

定款認証制度とは

- ・定款認証制度導入(昭和13年)により設立無効の訴えのリスクが激減し、その後も制度は維持され、今日までそのメリットが享受され続けている。
- ・定款の作成、存否及び記載内容の適法等についての確実性及び明確性を確保し、これに伴う紛争と不正行為を防止するという重要な機能を果たしてきた。
- ・最低資本金規制の撤廃に伴い、発起人本人による囑託が増加し、定款自治が拡大した現行会社法の下で定款認証はより一層重要な意義を有する。

意義

定款認証制度は、定款の作成、存否及び記載内容の適法等について、**確実性及び明確性を確保し、これに伴う紛争と不正行為を防止**するという重要な機能を果たしており、**経済活動を支える法的インフラ**である。

海外の状況

ドイツ・フランス等の主要先進国においても、株式会社の原始定款については、公証人が関与(確定, 作成)している。

面前確認の意義

意義

- ・直接のやりとりを通じて、定款が作成名義人の意思に基づいて作成されたことを確実にする。
- ・このプロセスには、定款が発起人の真意に基づいて作成されていることも確認するという意義が含まれる。

公証人の義務

- ・公証人は、認証を与える場合には、当事者が相当の考慮をしたか否か等を確認する義務を負う(公証人法第26条, 公証人法施行規則第13条)。

公証人法施行規則第13条第1項

公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

電子定款について面前確認を不要とすることの問題点

電子署名を付された電子定款については面前確認を不要とする。

||

「電子文書の電子署名」と「文書(紙)の署名又は押印」に同等の法的地位(真正な成立を推定)を認めている現在の法制度上の整理を大きく変更することになる。



問題

- ・ このような変更を裏付けるに足る電子署名に対する評価が、社会において本当に確立しているのか。
- ・ 電子署名は、発起人の真意に基づいて定款が作成されていることの確認機能を代替できない。

定款認証における適法性審査の意義

現 状

- ・ 最低資本金規制の撤廃による会社設立件数の増加，定款自治の拡大により，法令に適合しない定款の原案が作成されることが増大している。



公証人による対応

公証人は、定款認証業務の一環として、法令違反の記載があると、単にそれを指摘するのみならず、発起人の意思に沿って適法に記載されるように助言するという、相談・助言業務を行っている。



結 果

公証人による定款認証業務を通じて、発起人の意思に沿った、適法・適切な原始定款が作成され、結果として、紛争や不正行為の防止，登記申請等の手続を速やかに行うことが可能となっている。

モデル定款に従った定款の適法性審査を不要とする ことの問題点

現 状

現行の会社法は、定款自治を広く認めており、定款作成に当たっても、会社の機関設計等について、起業者の意思を反映することができる。また、会社の目的について、こだわりを持つ起業者も多い。このような状況の中で、公証人が適法性を確認することで、設立無効の訴え等の紛争が生じるリスクが極めて低くなっている。



モデル定款による定款の定款認証を不要にすると...

問題1

定款自治の範囲が拡大された会社法の下において、事後的に紛争が生じにくく、かつ、適法性が担保される蓋然性が高くなるようなシンプルなモデル定款を用意すること自体、現実的ではない。仮にモデル定款を作成できたとしても、複数のモデル定款が必要となり、モデル定款への適合性を審査する機関がないと、設立無効の訴え等の紛争が生じるリスクが高まる。

問題2

モデル定款によっても、発起人の意思に沿って適法に記載されるように助言するという、公証人の相談・助言機能は代替できない。

公証人による定款認証の固有の役割

○ 商業登記所における審査と比較すると、公証人による定款認証には次のような固有の役割がある。

作成名義人の意思確認

公証人との直接のやりとりを通じた自認によって作成名義人の意思に基づいて定款が作成されたことを確認している。

定款全体の適法性審査

登記事項以外についても定款の記載内容について適法性を審査している。

発起人の真意の定款への反映

定款の記載内容についても、単に適法であるか否かを受動的に確認するのみならず、発起人の意思に沿って適切に記載されたものになるように助言するという、相談・助言を行っている。

まとめ

現状

最低資本金規制が撤廃され、定款自治が拡大した現行会社法の下で定款認証はより一層重要となっている。

問題

電子署名やモデル定款によっても、発起人の真意に基づき、真正かつ適法・適切な定款が作成されることを確実にするという公証人による定款認証の機能を代替できない。

結論

オンライン・ワンストップの理念に照らした現行制度の改善は、公証人による定款認証が果たしている重要な意義を損なわない形で行う必要がある。

電子定款の認証手順フロー図

